

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務
発 注 課	手稲区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	J X金属苫小牧ケミカル株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
1 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の4の第1項 【具体的事由】 本業務は、低濃度PCB廃棄物の処理を行う業務であるが、処理については、確実かつ適正な処理を行わなければならない。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理施設は、環境大臣認定を受ける必要がある。道内には2者の認定業者があるが、そのうち北海道電力ネットワーク株式会社は外部からの処理委託を受け付けておらず、事実上J X金属苫小牧ケミカル株式会社が道内において唯一の低濃度PCB廃棄物処理業者であることから、特定随意契約としたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年6月20日